

令和元年第8回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年8月30日（金）午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（19名）

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員（なし）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
鈴木滋夫	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
大戸文治	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

齋 藤 一 廣 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	齋藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之

◎開 会

事務局長 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

早いもので、8月も終わりとなり、稲穂も色づき、間もなく収穫作業が始まる季節となつてまいりました。今年は、春先の水不足の影響や、7月の長雨による天候不順の影響など、品質や収量が特に気になるところでございます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきまして、一部変更がございます。農地法第3条その2について、本日付で申請人より申請取り下げの申し出がございました。

本日ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が1件、農地法第5条関係が1件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が3件、合わせて5件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、お忙しい中、総会に出席いただきましてありがとうございます。

今、局長から話ありましたとおり、春先からちょっと不順な天候ということで、秋の取り入れ、これに関して天気が非常に心配されます。皆様も健康に留意して、これからの業務、これからの作業に臨んでいただきたいと思います。9月はいつもの遊休農地の調査ということで業務に入っておりますので、この件に対してもよろしくお願ひします。

以上であります。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、総会に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声がありました。

それでは、議事録署名人には、9番、深谷宏光委員、10番、早津和一委員の両名を指名い

たします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので、報告します。

斎藤一廣推進委員の1名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和元年8月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（三浦主事） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

和知委員 表郷社地区担当推進委員の和知です。

このたびの申請につきまして、去る8月20日に、根本一郎委員と譲渡人、譲受人と会いまして、申請の内容について確認しました。生前一括贈与ということで、特に問題ないということです。

皆様の審議、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年8月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

山本委員 今日には斎藤推進委員が欠席ですので、かわりまして、全域担当の山本ですけれども、私から報告させていただきます。

農地法第5条その1の内容について、去る24日の土曜日、矢野会長と斎藤推進委員と私と譲受人が立ち会って、それから譲渡人については、当日は出られないということで、前日、斎藤推進委員が電話で確認しております。双方とも申請どおり内容に間違いはないということでありました。

それから、敷砂利で自然浸透の排水ということではあるんですけれども、隣接の荒れている登記地目田んぼで、盛土がしてあって雑草が非常に生えているところなんですけれども、

その隣接地の間にちょうど高台にある住宅地からの排水の側溝が通っておりますので、少し側溝に向けた傾斜をつけて敷砂利すれば排水は全く問題ないということと、それから周辺、隣接の草ぼうぼうの水田しかありませんので、あとはみんな住宅地なので、周辺への影響も全くないということを確認してまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

11ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年8月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第3号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第3号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なしの声が出ました。

それでは、事務局より農地利用状況調査について説明をお願いします。

事務局 局長 それでは、事務局より、令和元年度農地利用状況調査について、担当の三浦主事から調査方法について説明させていただきます。説明が終了しましたら質疑応答に移ります。よろしくお願いたします。

事務局（三浦主事） それでは、利用状況調査について説明します。

着座で失礼します。

農地法第30条により、農業委員会において、市内の農地の利用状況を毎年1回調べることでされており。白河市では毎年9月に各担当地区において調査をお願いしております。

皆様のお手元に地番図とファイルをお配りいたしました。ファイルの中には、利用状況調査資料と調査日誌、農地一覧のリストが入っております。調査資料は今回の説明で使わせていただくもので、その次にピンク色の調査日誌と、後ろのほうに農地の一覧表のリストが入っております。

では、利用状況調査資料から説明させていただきたいと思います。

ファイルの1ページをごらんください。

1、調査方法ですが、こちらが利用状況調査の大まかな流れになります。①から④までありまして、全体の流れとしましては、①地番図をもとに現地を確認していただき、②現地の状況を4色、4段階で判定していただきます。③その判定の内容を記録していただき、④調査の日付も記録していただき、終了です。

①から説明させていただきます。

地番図は担当地区ごとにお配りしております。各地区担当の農業委員さん、推進委員さんに同じ地番図を配付しておりますので、調査を実際に始める前に、同じ地区の各委員さんは、事前にご協議いただいて、その地区を分担して調査されるか、また一緒に同じ範囲を調査されるのか、あとは日程を調整していただいて調査をお願いしております。

次に、地番図の見方ですが、3ページの地番図の記載例をごらんください。

バインダーにも実際の地番図はお配りしておりますが、記載例でいいますと、地番図の地図の部分には黄色と緑と赤と既に載っております。これらは昨年度までの調査結果になります。右下にページ番号、右上の赤枠がこの地番図の現在位置です。この地番図から北に行けば208番、南に行けば224番というように、ほかの地番図との位置関係をあらわしております。

地区内の地番図内に載っている農地を調査していただくこととなりますが、地番図内の赤

で囲まれているところは既に、原野や山林ですとか、かなり荒廃度合いが進んでいるという調査結果がもう昨年までで出ておりますので、赤で囲まれている土地の調査は不要です。

次に、実際の4色の判定になります。2ページ、耕作放棄地の分類をごらんください。

こちらが、赤、黄色、緑と、特に問題なく耕作しているところは無色、農地の利用の度合いによって、赤、黄色、緑、あと耕作の無色の4段階があります。

大きく分けますと、その土地が荒廃しているかしていないかでまず二分されます。荒廃している農地というのが、現状でも既に作物の栽培が不可能なほど荒れている農地、実際に今つくろうとしても難しいという農地が荒廃している農地ということになります。作付されていなくても、管理されていたり、草刈り、あとは普通にトラクターを入れて利用できるような土地は、荒廃農地ではなく、下の荒廃していないほうに入ります。

その荒廃農地の中でも2段階ありまして、荒廃しているけれども、再生利用を見込むことができる農地は黄色の段階になります。普通の草刈りや、通常のトラクターでは再生利用は難しいですけれども、整地したり基盤整備を行えば農地としてまだ再利用できそうな土地が黄色の判定になります。それでも難しい、再生利用は見込めないような山林、原野化していて、農地に復元して利用するのが非常に困難と考えられる土地が赤判定になります。非農地と判定できるような、そのぐらいの荒れ方です。

もう一つの荒廃していない農地も2種類に分類されまして、特に問題なく耕作されている農地は無色、周辺の農地と比べて、利用されているんですけれども、著しく利用の頻度や程度の低い農地というのが緑色の判定になります。

まず、荒廃しているかどうかで2つに分けられて、その後、その利用の度合いや再生利用が見込めそうかどうかでさらに2つに分かれます。

5ページに例として黄色と赤の写真を載せてあります。黄色が農地として再生するには抜根、整地、区画整理、客土が必要になる土地で、赤はそれでも難しい、もうほとんど森や条件整備が難しいという土地が赤判定になります。

この4つの段階に地番図の中の各農地を判定していただくというのが、この利用状況調査の主な調査内容になります。

調査していただいた内容を、最初の③のところですが、記録していただくのに、バインダーに3色のシールがついております。こちらのシールを、確認していただいた土地、地番図の地図上に貼っていただくのと、あと去年は住所から書いていただいたんですけれども、今年も地番図に載っている農地について一覧表をつけてありますので、そちらに新しい判定の

段階と、木が生えている、荒れている、管理されているというような、簡単な現況を記入していただければと思います。

こちらのリストは去年なかったそうなんですが、一覧表があるといいというご要望をいただいたようでして、この中から探していただくか、もしなかった場合は、一番最後に空の表をつけてありますので、そちらに記入をお願いします。地番図にシールだけでも貼ってあればこちらでも確認はできますので、実際リストに記入していただくか、地番図に書いていただくか、どちらかだけでも大丈夫です。

（「どちらか片方に決めてしまったら」と呼ぶ者あり）

事務局（三浦主事） できれば両方していただければ。現状も書いていただくところもありますので。農地によっては面積の関係ですごく小さくなってしまっているところもありますので、そういったところをリストで確認できると大変助かります。

あと、これは全て記入していただくわけではなく、去年の判定から変わったところだけで構いません。実際に現地を確認していただいて、去年も黄色だったけれども今年も黄色だなというところは特に記入やシールは必要ありませんので、昨年とかわったところだけシールとリストの記入をお願いします。昨年と今年もずっと耕作しているところは、空欄のままで構いません。

去年と比べて状況が変わっている、状況が良くなっている場合というのもあり得ますので、そういったところも記録していただければ。

最後に調査日誌なんですが、ピンク色の紙に調査していただいた日と大まかな時間、ページはわかる範囲で構いませんので、記入をお願いします。

（「時間制限あったみたいな気がするんだけど」と呼ぶ者あり）

事務局（三浦主事） 制限ではないんですが、大体、調査期間自体は9月の1カ月間なんですけれども、実際には2日間で合わせて16時間くらいを想定してやっていたようです。

（「それが無理なんだ」と呼ぶ者あり）

事務局（大崎次長兼係長） 補足させていただきますと、昨年まではこちら補助の対象が日額という単価がありました、1日8時間として2日間という制限があったんですけれども、4月から国のほうの補助金の要綱改正がありまして、月額になりましたので、日数には特にこだわらなくても大丈夫です。

（「16時間で間に合わないと言っているの」と呼ぶ者あり）

事務局（三浦主事） 去年までは2日で16時間ということではなかったんです。

(「今までのやり方と今回のやり方と違う」と呼ぶ者あり)

事務局(三浦主事) 去年だと、空欄のところに、住所の字名から地番まで記入していただいていたんですが、今回は住所の記入は要りません。

(「今までは2日だったんだけど、10日出たら10日分金をくれるのかい」と呼ぶ者あり)

事務局(大崎次長兼係長) 先程お伝えしたとおり、日数ではなく月の活動内容でという形になっているんです。昨年までの報酬は日額単価でこの財源になっている補助金の計算だったんですけど、日数がふえたとしても、月単位です。つまり、月当たりの額なんで、日数掛ける単価というわけではなくなりました。今年度からは、農地利用状況等、集積とか、そういった活動内容での変動式という形にかわっています。

(「時間がふえた場合は……」と呼ぶ者あり)

事務局(大崎次長兼係長) 同じ月の同じ活動ではかわらないということです。

(「何日やっても同じ」と呼ぶ者あり)

事務局長 時間どおり1日当たりの縛りがなくなったということで、月の中でいついつに何時間やったというふうに。去年までと同額になりますが、定額として皆さんには決まった額をお支払いするという形になります。

(発言する者あり)

事務局長 状況調査はこちらのバインダーにも実績を記入していただくんですが、3カ月に1回報告いただく活動記録簿にも連動して、この時期に活動したことを合わせて書いていただくようになりますので、本日欠席されている委員さんへご連絡していただきたいです。皆様の活動実績という形で上がってきますので。

(「調査日誌で白色とピンクとあるんですけど、この違いは何なの」と呼ぶ者あり)

事務局(三浦主事) 白いほうは説明資料なので、記入はピンクのほうをお願いします。

会長 そのほかに質問等ありましたら。

鈴木委員 すみません、私、思っていたんだけど、うちのほう蚕をやっているけれども、桑園というのがいっぱい残っているのね、桑畑。これを放棄地というのか、桑の実でしょう、畑。

事務局(三浦主事) 桑畑、畑という地目なんですか。

鈴木委員 畑になっている。そのまま桑になっている。

(発言する者あり)

事務局長 養蚕業として使っている、農業用に使った畑として、そのまま実際には放棄をして

いるんだけど、放棄で伸びた木が桑の木なので、それは果樹とかそういう農業関係に当たるものなので、判断が難しい。これがどっちだということだと思うんです。

大戸委員 でも今、桑は、蚕をやっていないんだから、完全にやっぱり耕作放棄地では。実際に栽培というか、利用していない。

鈴木委員 放棄地の度合いが、それこそ赤なのか黄色なのか。だって、桑は蚕ばかりでない利用方法が今あったり、桑の実だって今貴重。

事務局長 写真にあるんですが、お話のような桑畑を私も何度か拝見しているんですが、昔の境界のところなんか植えた桑の木なんか、点、点、点といたるところ残っているようなイメージがあるんですが、その畑の中心部、資料の上の写真のようであれば黄色判定、全面的に桑の木が下の写真のようになってしまって畑に入っていけないというような場合には赤判定、こういう整理でよろしいんじゃないかなというふうに思うんですが。

(発言する者あり)

事務局長 何十年もそのままなんです、今緑川さんが話されたように、ある程度、資源として将来使う予定があり、定期的に切っているとか、そういう管理しているか、していないか、どういうふうにみなすかどうかというのは、現場を確認された委員さんの判断に委ねるしかありませんので。

会 長 そのほかにありますか。

(「この提出は9月の総会」と呼ぶ者あり)

事務局(三浦主事) 9月の総会で集めますので、そのとき、バインダーに挟んだままの地番図と、ファイルのピンク色の日誌にお名前と、判子を押していただいて、バインダーと一緒に出していただければ。

会 長 そのほかにありますか。

事務局(三浦主事) 去年にやられた方はある程度、流れは分かっていると思うんですが、今年からの方もいらっしゃいますので、何かご不明な点があればその都度ご連絡いただければと思います。

あと、調査の際に名札と、農業委員会の帽子をご利用いただいて、野生の動物や熱中症に十分ご注意ください。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、調査のご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 冒頭にも説明申し上げましたが、各地区で推進委員さんと農業委員さんに調査いただくこととなりますが、一緒にやられるのか、それとも別々にやられるのか、まずは同地区の委員さん同士、事前にお話し合いをされて、いついつからこういうふうにするということを確認され、地区の調査に入っていただければと考えております。

推進委員さんも農業委員さんも、今回から新しくなられた方については全体的に調査のやり方がわからないと思いますので、隣の地区の委員さんに、どういうふうによれば、といったノウハウをお聞きしながら調査いただいたほうがスムーズに行くのかなと考えております。

以上で説明は終わりますが、調査に関しましては、何でも結構でございますので、ご不明な点等ございましたら、事務局にご連絡いただければと思います。

また、昨年も申し上げておりますが、初めての委員さんもおられますので、改めてお願い申し上げます。

この調査は第一に農地の利用状況を調査いただくものでございますが、農業委員会としましては、この調査にとどまらず、今後、農地の集約、集積、有効利用につなげていくことを意識していただきまして、農地利用の最適化に結びつけていただくことを、そういうご活動をお願いできればと思っております。

調査に限らず、皆様方には日々の活動の中で可能な範囲で地域の情報を収集していただければと考えております。一例でございますが、耕作を続けることが難しく、かわりに担ってもらえる方を探しているという人の情報でございましたり、条件が合えばもっと耕作できる、農地をふやしてもいいという担い手側の情報をキャッチしていただきまして、この先、そうした方々のマッチングを図っていただければ、結びつけていただければというような展開につながれば理想的ではないかと思っております。

なかなか難しい面もあり、簡単に進められる問題ではないと思っておりますが、まずは地域の状況を把握していただきまして、同時に農家の方々のリアルな情報をキャッチしていただきまして、その先の農地利用の最適化につなげていく、結びつけていければと思っております。

また、今回の調査終了後、事務局とりまとめの状況によりまして、耕作放棄地を所有する農家さんへ簡易な利用意向アンケート調査を予定したいと考えております。委員の皆様方には特段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、お忙しいところ、お暑い中、大変お手数をおかけいたしますが、次回総会時にご提出くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

会 長 それでは、そのほかについて事務局より連絡をお願いします。

事務局長 続きまして、連絡事項を申し上げます。

1点目ですが、お手元に配付しております本県農業の発展に向けた要請（案）の検討及び報告について（依頼）になります。

来たる11月28日に東京で本県選出国會議員への要請集会が予定されており、会長もご出席される予定でございます。その際の要請書の検討素案が県農業会議より送付され、各農業委員会で組織検討の上、報告願いたいとの依頼がございました。提出期限の関係から、白河市農業委員会として次のように取り組むことといたしました。

1の組織検討・集約スケジュールになりますが、本日の総会で全委員様に要請の検討素案を配付申し上げ、各位で内容等をご確認いただきまして、修正、追加等がある場合には朱書きいただきまして9月10日までに事務局へご提出いただきます。次に事務局でとりまとめを行い、9月20日の小委員会で最終的な協議、検討、ご決定をいただき、県農業会議へ提出することとしております。本案件に関しましては、先に会長及び8月の小委員会でお諮り申し上げ、ご了承の上、依頼しておりますので、各位、ご了解いただきまして、ご協力をお願い申し上げます。

次に2点目になります。

先日、出欠について確認させていただきました農業委員・推進委員研修会ですが、参加者が確定しましたのでお知らせいたします。農業委員8名、推進委員11名、事務局から私が参加し、合計20名の参加となります。研修会は9月6日金曜日午後1時から、JA夢みなみセレモニープラザで開催されます。

この研修会には、先月の総会でお配りしました農業委員会業務必携が研修テキストとして使用されますので、参加される委員さんは研修当日、忘れずにご持参願います。

また、会場へは時間までに各自集合ご対応願います。

3点目は、今月2日になりますが、公益社団法人福島県宅地建物取引業協会の白河支部の支部長、副支部長が来庁し、農業委員会会長宛に要望書が提出されております。今日お配りしております2つ目の資料になります。

要望の概要は、農地を取得するには農業委員会の許可が必要になりますが、白河市でも実施しております空き家バンク事業で、バンクに登録された空き家に附随する農地の取得に、要件となる下限面積の引き下げを農業委員会に求める内容となっております。

農業委員会としましては、農地の遊休化の抑制、市が実施する空き家対策事業への協力と

利活用推進、流入人口の増加などに貢献できるものとして、基本的に協力していきたいと考えております。

農業委員会の今後の対応として、空き家バンク事業等の詳細等について、来月の総会終了後に担当となります市建設部まちづくり推進課より説明いただく予定で現在準備を進めております。別段面積の設定など検討を進め対応してまいりたいと考えておりますので、こちらもご協力をお願い申し上げます。

次に4点目になります。

まだ詳細がはっきり決定したわけではございませんが、市の農政課より連絡があり、人・農地プランの実質化において、市全体の広域プランは実質化しないという方向で決定した旨などの、連絡がございました。10月の市の広報等でお伝えしていきたいとのことでしたので、できればこちらのお話を来月の総会終了後に農業委員会で説明を予定したいとのことでした。現時点で予定詳細が決まってはおりませんが、できればやはり総会終了後に農政課においていただいて、説明をいただければと考えております。

5点目は、何度もお伝え申し上げますが、農業委員会は表郷庁舎の2階に移転し、お盆明け、8月19日月曜日から執務を開始しております。

最後になります。

次回総会は9月27日金曜日午後2時より、こちらサンフレッシュ白河での開催となります。

委員各位には、農地利用状況調査の実施に当たり、くれぐれも安全に配慮いただき調査くださいますようお願い申し上げます。

連絡事項は以上になります。

会 長 ほかに各委員さんから意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 意見がなければ、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、令和元年第8回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時50分)